

## 見附農業振興地域計画の変更案に対する意見書の提出について

見附市告示第10号の見附農業振興地域整備計画の変更案について、市の住民は、令和8年2月20日までに、下記により市に意見書を提出することができます。

### 記

#### 1 意見書の提出先及び問い合わせ先

見附市役所農林創生課

見附市昭和町2丁目1番1号

電話番号 0258-62-1700

ファックス番号 0258-63-5775

E-mail [nourinsousei@city.mitsuke.niigata.jp](mailto:nourinsousei@city.mitsuke.niigata.jp)

#### 2 意見書の提出にあたっての注意事項

##### (1) 提出方法

前記1の窓口への持参又は郵便、ファックス、インターネットいずれかの書面化で  
きる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

##### (2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

##### (3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、職業、法人が意見書を提出するときは  
法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

##### (4) 意見書の公表

提出された意見書は公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個  
人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開に  
することができます。

##### (5) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

##### (6) その他

見附農業振興地域整備計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。